

令和8年度第1回食品衛生基準審議会器具・容器包装部会 議事録

一 会議の日時及び場所

令和8年9月4日14時00分～14時40分

中央合同庁舎第4号館共用1202会議室（東京都千代田区霞が関3-1-1）/オンライン
会議

二 委員及び参考人の氏名、関係行政機関の職員の氏名及び所属庁名

委員（五十音順）

国岡正雄 郷野智砂子 藤島沙織 松本真理子
宮島敦子 六鹿元雄

参考人（五十音順）

尾崎麻子 河上強志 酒井信夫 広瀬明彦 山崎浩史

消費者庁出席者

及川仁（食品衛生・技術審議官）
高江慎一（食品衛生基準審査課長）

三 議題となった事項

（1）報告事項

1. 使用実績がある物質のポジティブリストへの掲載に関する取扱いについて
2. その他

四 審議経過及び五 決議

（発言内容）

○高江課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「食品衛生基準審議会器具・容器包装部会」を開催させていただきます。

本日は、御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本部会でございますが、消費者庁の専用チャンネルにてYouTube配信をさせていただいてございます。なお、本部会の録画・録音・撮影につきましては、御遠慮いただきますようお願い申し上げます。

本日の器具・容器包装部会ですが、オンライン併用の現地開催ということにさせていただいてございます。委員の皆様方、御所属とお名前の御紹介後に一言御挨拶をいただければと思っております。

では、まず、元産業技術総合研究所 国岡正雄委員でございます。御挨拶、よろしくお願いいたします。

○国岡委員 国岡と申します。

私は、産総研の時代にはプラスチックの研究をしております、そういう樹脂製品にいろいろなものが混じってくるということで、プラスチック製品というのはプラスチックだけではなくて、いろいろなものが混じってくるとか、複合体ですので、そういうような観点で、この部会のほうでいろいろと意見を述べさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○高江課長　ありがとうございます。

続きまして、全国消費者団体連絡会事務局長 郷野智砂子委員でございます。

○郷野委員　全国消費者団体連絡会の郷野です。

全国消団連では、消費者の立場から食品安全や食品表示に関する課題に取り組んでおります。本部会では、器具・容器包装の安全確保や情報提供の在り方について、消費者の視点から参画できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高江課長　ありがとうございます。

続きまして、化学物質評価研究機構日田事業所の試験第三課長 藤島沙織委員でございます。

○藤島委員　こんにちは。私は、化学物質評価研究機構の大分県にあります日田事業所のほうで、変異原性試験とかin vitro試験の部門の責任者をしております藤島と申します。

試験のデータの確認とか必要となった試験の対応の部分で協力できたらと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○高江課長　ありがとうございます。

続きまして、国立医薬品食品衛生研究所安全性予測評価部第二室長 松本真理子委員でございます。

○松本委員　国立衛研安全性予測評価部の松本と申します。

PL事業に関しましては、10年ぐらい前からずっと携わらせていただいております。今後、食品安全委員会での諮問ということになるかと思いますが、その毒性情報の収集・整理といったところを国立衛研みんなで担当させていただいているところです。そういった知見を踏まえまして、何か貢献させていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○高江課長　ありがとうございます。

続きまして、国立医薬品食品衛生研究所医療機器部主任研究官 宮島敦子委員でございます。

○宮島委員　国立衛研の宮島と申します。

私は、国立衛研の医療機器部に属しており、医療機器の承認申請に必要とされる生物学的安全性試験に関する研究や開発に関わっております。医療機器におきましては、金属やセラミックと並び、高分子材料が主要な材料として使われております。食品用の器具・包装に用いられる材料とも共通する部分等もございますので、少しでもお役に立てればと思っております。近年、医療機器の安全性評価におきましても、ケミカル・キャラクタリゼ

ーションを最初に実施することが明文化されました。その辺ともつながりを持ちながら参加させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高江課長 ありがとうございます。

続きまして、当部会の部会長であります名古屋市衛生研究所生活環境部長 六鹿元雄委員でございます。

○六鹿部会長 名古屋市衛生研究所の六鹿と申します。

弊所のほうでは、器具・容器包装をはじめとしまして、家庭用品とか残留農薬等の行政検査等もやっております。そういった地方衛生研究所での運用実態を踏まえまして、そういったところの意見を反映できればいいかなと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○高江課長 ありがとうございます。

続きまして、参考人の皆様の御所属とお名前を御紹介させていただきます。その後、一言御挨拶賜りたいと思います。

本日、オンラインでの御出席でございます、大阪健康安全基盤研究所企画部主幹研究員 尾崎麻子参考人でございます。

○尾崎参考人 大阪健康安全基盤研究所の尾崎と申します。

本日は参考人として出席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高江課長 ありがとうございます。

続きまして、国立医薬品食品衛生研究所生活衛生化学部第四室長 河上強志参考人でございます。

○河上参考人 国立衛研の河上と申します。

私は、ふだん家庭用品中の化学物質の安全性に関する仕事をしておりますので、容器包装と家庭用品と、材質等、似ていることがありますので、そういった視点から何か意見を出して貢献できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高江課長 ありがとうございます。

続きまして、国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第三室長 酒井信夫参考人でございます。

○酒井参考人 国立衛研の酒井でございます。

私は、食品用の器具・容器包装の規格の作成、試験検査並びに分析法の開発等を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高江課長 ありがとうございます。

続きまして、ウェブからオンラインでの御参加でございますが、化学物質評価研究機構安全性評価技術研究所技術顧問 広瀬明彦参考人でございます。

○広瀬参考人 化学物質評価研究機構の広瀬と申します。よろしくお願いいたします。

この部会のほう、前は委員で少し携わっていたのですがけれども、引き続き参考人ということで協力させていただければと思います。

○高江課長 昭和薬科大学薬学部研究員 名誉教授の山崎浩史参考人から一言お願いいたします。

○山崎参考人 昭和薬科 山崎でございます。

薬物動態を専門にしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高江課長 ありがとうございます。

次に、本日の委員の皆様の出席状況の御報告でございますが、本部会委員6名中6名に御出席いただいておりますので、本日の部会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

それでは、以後の進行ですが、六鹿部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○六鹿部会長 六鹿でございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。初めての対面ということで、本日は活発な御議論をお願いしたいと思います。ただ一方で、通常どおり、ウェブ配信・傍聴等、行われておりますので、その点、御留意いただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、まず、事務局から資料の確認と審議事項に関する利益相反の報告をお願いします。

○事務局 事務局でございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。本日はあらかじめ、議事次第、委員名簿、資料1をお送りしております。本日は、審議事項はございません。

以上でございます。

○六鹿部会長 よろしいでしょうか。皆さん、資料は大丈夫ですか。

それでは、議事に移りたいと思います。本日の議事は1題でございますけれども、いつもと若干違った形の内容となっておりますので、御議論、よろしくお願いいたします。では、議題1について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局でございます。

資料1を御覧ください。「使用実績がある物質のポジティブリストへの掲載に関する取扱いについて」でございます。

2ページ目にお進みください。

器具・容器包装のポジティブリスト制度につきましては、令和7年5月31日をもって経過措置期間が満了し、完全施行となりました。

完全施行に先立ちまして、制度の周知を進めるとともに、事業者や関係者の皆様から複数回にわたりまして意見を募集し、その結果を踏まえてポジティブリストへの掲載物質の整理を行ってきたところでございます。

一方で、今般、意見募集の機会を把握しておらず、意見提出を行わなかったために、現在のポジティブリストに掲載されていない。しかしながら、制度施行前、すなわち令和2年6月1日より前から食品用器具・容器包装の原材料として使用実績のある物質について、

ポジティブリストへの掲載を希望する相談が事業者から寄せられているところでございます。

このような物質につきましては、意見募集の段階で意見提出がなかったという点を除きまして、リスクの観点につきましては、現在、ポジティブリストに掲載されている既存物質と同様であると考えられます。そのため、これらの物質についても、既に掲載されている既存物質と同様の考え方でリスク管理を行うこととしてはどうかと考えているところでございます。

具体的な取扱いについて、次のページでお示ししてございます。3ページを御覧ください。

先ほど御説明差し上げましたとおり、今回の相談は、当該物質のポジティブリストへの掲載手続に起因するものでございます。リスク管理につきましては、既にポジティブリストに掲載されている物質と同様に行うことが妥当ではないかと考えております。

その下に具体的な取扱いの案をお示ししております。

まず、事前相談を受ける。その事前相談におきまして、当該物質の使用実績及びリスク評価優先度分類を確認することとしてはどうかと考えております。リスク評価、優先度分類につきましては、昨年6月の本部会で報告いたしました、既存物質の分類を用いることを想定しているところでございます。

その上で、ポジティブリスト掲載に必要な別表第1の改正又はモノマー等通知の改正の手続については、事業者からの要請に基づいて行うこととしてはどうかと考えております。

ただし、食品安全委員会への諮問の手続に必要な資料として概要書で求める内容につきましては、当該物質がポジティブリスト制度施行前から使用されてきたことを考慮いたしまして、現在のポジティブリスト制度を策定する際に用いた資料と同等のものとしてはどうかと考えているところでございます。また、安全性審査につきましては、別表第1により規定することが適当ではない場合に限定しているという制度でございます。したがって、この手続は行わないこととしてはどうかと考えております。

次に、3ポツ目、ポジティブリスト掲載後の評価でございます。ポジティブリスト掲載後の個別の物質のリスク評価につきましては、現在、ポジティブリストに掲載されている既存物質について、昨年6月及び12月の本部会で報告した方針と同様の考え方により取り扱うこととしてはどうかと考えております。なお、相談があった物質が物質群6に該当する場合は、現時点でポジティブリストに掲載されている既存物質の評価依頼の進め方との関係性を含め、食品安全委員会の意見も聴きつつ整理してはどうかと考えているところでございます。

なお、ポジティブリスト制度につきましては、昨年12月の本部会で、制度の現状及び今後の方針を報告しております。部会では、完全施行後間もないことも踏まえ、制度の適切な運用に向けた取組の徹底及び周知を進めていくことについて御確認いただいたところでございます。したがって、引き続き、これらの取組を進めてまいりたいと考えている

ところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○六鹿部会長 御説明ありがとうございます。

今回、令和2年6月1日以前での使用実績があったのですが、何らかの事情で意見募集があったときに提出ができなかったといった物質について、どのように取り扱うかということで、3ページにありますように、事務局のほうから取扱いに関する案が出されております。最終的には、この案についてどうかということを御議論いただくわけですが、まずは、委員の方、参考人の皆様から何か御意見や御質問があれば、そちらを先に伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

では、国岡委員、お願いします。

○国岡委員 説明、どうもありがとうございました。

以前から使用されていた製品ということで、その業者が意見を具申しなかったという点ですが、仮にこれが案件ごとに相談があって、ポジティブリストに掲載可の条件に相当することになった場合に、その掲載日というのが、ポジティブリストのいつの日になるのかということです。例えば、ポジティブリストが施行された最初の日に戻って掲載されたことになるのか、それとも大丈夫ということで新たに掲載されるということになるのかをお聞きしたいと思います。

もし、それがポジティブリストが発行した最初の日に蘇らないというか、遡らないということになった場合には、リストがオープンになってから掲載されることが決まった空白の期間といいますか、実際にはリストに載っていない期間が存在するというので、そこでの取扱いというのはどのような感じになるのかということ、その2点を教えていただければと思います。

○事務局 事務局でございます。

まず、1点目ですが、今回、ポジティブリストに掲載されることが決まりましたら、令和2年6月に遡ることではなくて、あくまでも今後、別表第1の告示改正がなされますので、その告示の施行日から有効になるというふうに考えていただければ存じます。

2点目ですが、空白の期間、それまでの間に販売等されていた場合はどうかというふうに承知いたしました。そこにつきましては、監視指導を所管する自治体や厚生労働省と相談して、個別の事例ごとに対応していくと考えているところでございます。

以上です。

○国岡委員 分かりました。

○六鹿部会長 そのほか、いかがでございましょうか。

では、私のほうから。今回の内容には具体的な内容というのがまだ示されていない状態ですが、実際に意見を提出しなかったけれども、載せてほしいという要望があった事業者の数や物質の数がどれくらいあるのかということと。

あと、数回意見募集をやってきたわけですが、そういった中で意見募集を知らなかったというケースですので、その事業者がどういった事業者なのかというところの情報を、差し支えない範囲で教えていただければと思います。お願いします。

○事務局 事務局でございます。

相談中の事項について、この場でなかなかお話ができないので、これは実際に個別の諮問をすることになった場合には、この部会にも報告させていただきますので、その際にまた御報告させていただければと思っています。

その上で、これまで十分意見募集をしていたのに知らなかったというのは、話を聞くと、確かに一般的な食品の接触材料の業界に入っているような方ではなかったということで情報が入ってこなかったという話は聞いているのですが、だからといって、この分野に関係する事業者さんでいらっしゃると思いますので、今後、どういった形で周知していくのかというのは、今回の事業者からヒアリングとかも行った上で、今後の改善につなげていきたいなと思っています。

○六鹿部会長 今、要望をいただいている物質数は多いというわけではないということではよろしいですか。

○事務局 現時点ではそうです。

○六鹿部会長 承知しました。

広瀬参考人、何かございますでしょうか。

○広瀬参考人 ありがとうございます。

これまでと同様の扱いということで、既にこれまで使われた物質なので、安全性に問題があるということはないと思うのですけれども、今回の制度を始めるに当たっては、それぞれの物質について、国立衛研のほうで一定程度の安全性の確認とかしていたので、それに相当する情報というのは、業者のほうから提出されるという理解でよろしいのかということと。

それなりに懸念がある物質かどうかというのを食品安全委員会と検討するということですが、そうかどうかに限らず、取りあえず検討するステップが入るのかということについてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局 事務局でございます。

先生御指摘のように、ポジティブリストを作成するときに一定の安全性情報を収集してございますので、同様のレベルの安全性情報は収集して、部会で御議論いただいて検討を進めていくということを考えております。

以上でございます。

○六鹿部会長 そのほか、何かございますか。

松本委員、お願いします。

○松本委員 今の広瀬参考人の意見にちょっと似ているかと思うのですけれども、事前に毒性情報とかを確認した際に懸念があるとなれば、今まで使っていたとはいえども、使え

なくなることもあり得るのでしょうか。

○事務局 事務局です。

懸念があるというのがどういう内容かにもよると思うのですけれども、例えばもともとポジティブリストを策定したときには、遺伝毒性の有無というのを確認していて、それは当然ないことを確認しているわけです。遺伝毒性があることが確認されるようなことがあれば、それを諮問しても意味がないといえますか、そういうことにはならないだろうという話はあるかもしれないし、それは個別の毒性情報の内容によるかと思いますので、一つ一つ情報を得て、消費者庁ないし、食品安全委員会とも相談しながら進めていくということだと思います。

○松本委員 ありがとうございます。

○六鹿部会長 郷野委員どうぞ。

○郷野委員 今の件に関連してですけれども、消費者にとって最も重要なのは安全性の確保だと思います。使用実績がある物質であっても、有害性に関する新たな知見が得られた場合には、速やかに評価につなげていただく仕組みや評価状況についての分かりやすい情報提供をお願いしたいと思います。一言、つけ加えさせていただきます。

○六鹿部会長 ほか、ございますでしょうか。

河上参考人、お願いします。

○河上参考人 今回、周知期間があって、そういうときに自分のところの材料・製品とかが該当することに気づかなくて申請し忘れていたという話だと思うのですけれども、今後周知していかなければいけないということもあるので、こういった手続を通して、これまでと同じような形でやられるということなのだと思いますけれども、それがずっと続いてしまうのか、それとも今後周知していくので、これから5年ぐらい、きちんと周知した中で、あるところで区切りをつけて、これからは全部新しい制度の中でやるのか、どちらになるのでしょうか。

○事務局 事務局でございます。

今回の措置について、特にいつまでという期間を今の時点で明確に設けているものではありません。ただ、未来永劫ずっとというわけにもいかないかもしれないので、それは実際に評価を行う食品安全委員会などとも相談しながら、あとは、今後、同様のケースがあるのかどうかもまだ分かっていないところもありますので、その辺りの状況を見ながら考えていきたいなと思っております。

○六鹿部会長 今の件につきましても、使用実態が令和2年6月の時点ということで、もう6年たってしまっているわけで、6年前の使用実態を証明していただくことは、事業者の方にとっても大変かと思えますし、今後、5年後、10年後に同様に要望されるとさらに大変になって、なかなか証明が難しくなることが予想されますので、早めに対応していただく必要があると思います。この会を傍聴している方は、意見募集を知らなかったということはないと思うので、関係者の方にも周知していただいて、できるだけ早めに同じよう

な案件に関しては対応していくような体制を整えればいいかなと。なかなか難しい部分があると思いますけどもお願いしたいと思います。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 新しく物質の相談が来た際に、食品安全委員会に諮問していくということだと思うのですが、既に使用実績もあるということから、資料を新しく集めたり、追加の試験が必要になった場合には、事業者さんに対して、使用してしまっている状態を保留させるのでしょうか。

○事務局 現時点ではポジティブリストに掲載されていない状況ですので、基本的には事業者さんのほうは販売していない状況だと理解しております。

○六鹿部会長 広瀬参考人、お願いします。

○広瀬参考人 ありがとうございます。

1つ前の議論だったと思うのですが、これからも後からこういうものがあつたというのが続かないように周知するという観点から、今回、業者さんが気づいて、こういうことになったと思うのです。多分、食品以外にもかなり広範な範囲でこういう物質の材料を造っているので、業界によってはなかなか気づかないところもあると思うので、相談が来たときにどうして気づかなかつたかという理由なりを聞き取って、そういう業界なり、その理由に対して解決するような方向で周知していただければいいのではないかと、思いつきですけれども、感じましたので、よろしく願いいたします。

○六鹿部会長 今後、こういった要望があつたものに関して、個々に判断していくという形を取らざるを得ないのかなと思いますけれども、その際に、意見募集のときに意見提出できなかった理由とか、実際に令和2年6月以前の使用実態に関して、どのように証明していくのかということも踏まえての対応となるかと思います。

では、質問、意見等はよろしいですか。

では、資料の3ページに移りまして、取扱い（案）というところを1つずつ確認していきたいと思います。

まず、今回のケースのように使用実績があつた物質に関して、いわゆる既存物質と同様の扱いで評価なり手続をしていくということに関しましては、皆様のほうでそれでいいという形でよろしいでしょうか。ただ、あくまでも令和2年6月以前の使用実態がしっかりしていて、意見提出できなかった理由も納得がいくものであることも確認した上で、そのような扱いをするという形になるかと思います。

それでは、下の枠囲みの取扱い（案）のところで1つずつ確認していきたいと思います。まず、1つ目でございます。事前相談で使用実績及びリスク評価優先度分類を確認することとしてはどうかということでございますけれども、こちらに関してはよろしいでしょうか。事前相談の中で使用実績と提出できなかった理由を確認する形になるかと思います。

2つ目でございます。その上で、ポジティブリスト掲載のための別表第1改正またはモノマー等通知改正の手続は、事業者からの要請に基づき行うこととしてはどうかというこ

とでございます。こちら問題ないかと思います。

小さい2つの項目ですね。ただし、食品安全委員会への諮問の手續に必要な資料として各改正の概要書で求める内容は、当該物質がポジティブリスト制度施行前から使用されてきたことを考慮し、現在のポジティブリストを策定する際に用いた資料と同等のものとしてはどうかということでございます。こちらよろしいかと思います。安全性審査手續は、別表第1により規定することが適当でない場合に限定していることから、今回に関しては行わないという扱いでどうかということでございます。これらに関しても、特に大丈夫でしょうか。何か条件とかをつける必要はございませんか。

では、3つ目でございます。ポジティブリスト掲載後の個別の物質のリスク評価については、現在ポジティブリストに掲載されている既存物質のリスク評価依頼に関して令和7年6月26日及び同年12月15日開催の本部会で報告した方針と同様の考え方により取り扱うこととしてはどうか。なお、相談のあった物質が物質群6に該当する場合は、既存物質の評価依頼の進め方との関係を含め、食品安全委員会の意見も聴きつつ整理するということでございます。こちら既存物質と同様にやりますということです。よろしいでしょうか。

では、最後でございます。ポジティブリスト制度については、令和7年12月15日に開催された本部会において、制度の現状及び今後の方針を報告し、完全施行後間もないことも踏まえ、制度の適切な運用に向けた取組の徹底及び周知を進めていくことについて確認いただいたところである。引き続き、これらの取組を進めてまいりたいということで、先ほど郷野委員からも御意見ありましたように、何か新しく見つかった場合には、それに対応しようということでございます。

ということで、一通り、取扱い（案）につきまして、こちらでいいでしょうということの確認が取れました。今後、個別案件について、どれぐらいの意見が来るか分かりませんが、対応していきたいと思います。また、皆様方におかれましても、それぞれの個別の物質に対して意見を求めることがあるかと思いますが、その際はよろしくお願いいたします。

そのほか、ウェブ参加の皆様も特によろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本議題につきまして、御確認いただいたものとさせていただきたいと思えます。

最後になりますが、議題2の「その他」につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 その他の議題については、特にございません。

次回の器具・容器包装部会につきましては、事務局より改めて御案内させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○六鹿部会長 では、用意した議題は終了いたしました。皆様から特に追加の御意見、今後の要望といったものがなければ、本会合は終了させていただきたいと思えますけれども、

大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

昨日辺りから急にやや涼しくなって、ちょっと違和感があるぐらいの感じでございますけれども、こういうときは体調を崩しやすいので、お気をつけいただければと思います。

また、今回の議論がありましたし、新たな収載要望が来ることもあるかと思ひますし、今後、既存物質の食品安全委員会の諮問もありますので、引き続き皆様には御協力いただき、審議させていただきたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

では、本日の器具・容器包装部会、これで終了させていただきます。ありがとうございました。